

議案第 77 号

京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)第 1 条の地方税法の一部改正による改正後の附則第 36 条(長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)の規定と整合を図るため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

京丹後市国民健康保険税条例（平成16年京丹後市条例第86号）の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第10項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

京丹後市国民健康保険税条例(平成 16 年京丹後市条例第 86 号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市国民健康保険税条例</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日 条例第 86 号</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有</p>	<p>京丹後市国民健康保険税条例</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日 条例第 86 号</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有</p>

